

大田原市スマート農業技術導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「法」という。）第5条の規定により、スマート農業技術の活用を促進するため、大田原市スマート農業技術導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大田原市補助金等の交付に関する規則（昭和51年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スマート農業技術 法第2条第1項に定める農業機械等の遠隔操作、制御その他の情報通信技術を用いた農業技術をいう。
- (2) RTKサービス等 地上に設置された固定基地局から位置データの情報を受信することで高精度な測位が可能となる技術を提供するサービスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に在住する農業者又は所在する農業を営む法人
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、農作業の効率化及び省力化を図り、農業経営の合理化による生産性及び収益性の向上に寄与するための手段として適当と認められるスマート農業技術の導入に必要な事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) RTKサービス等利用料助成事業
 - (2) スマート農業機械導入支援事業
- 2 前項の規定にかかわらず、国又は県の補助金（これに相当する反対給付を受けない給付金を含む。）の交付を受けた同一の事業については、この補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) R T Kサービス等利用料助成事業 スマート農業技術を活用するためのR T Kサービス等の利用に要する経費
 - (2) スマート農業機械導入支援事業 スマート農業技術を活用する農業機械等のうち、自動操舵システム、農業用ドローン又はリモコン草刈機（以下「対象機械」という。）の導入に要する経費
- 2 前項第2号に掲げる対象機械は、農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに掲載されている機械又は当該機械と同等の性能を有すると市長が認めるものであって、購入金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）が1品（機械の附属品を含む。）80万円以上の未使用品に限る。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) R T Kサービス等利用料助成事業 1ライセンスにつき9,000円を上限とする。
- (2) スマート農業機械導入支援事業 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出するものとする。

- (1) R T Kサービス等利用料助成事業 大田原市スマート農業技術導入支援事業費補助金交付申請書兼請求書（R T Kサービス等利用料助成事業用）（様式第1号）及び次の書類
 - ア 契約書の写し又は契約内容が分かる書類
 - イ 領収書の写し
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) スマート農業機械導入支援事業 大田原市スマート農業技術導入支援事業費補助金交付申請書（スマート農業機械導入支援事業用）（様式第2号）及び次の書類
 - ア 事業計画書（様式第3号）
 - イ 見積書の写し
 - ウ 対象機械の詳細が分かる書類（カタログ等）
 - エ その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、補助対象事業の区分に応じ、補助対象者1人又は1法人につきそれぞれ当該各号に定める回数とする。

(1) R T Kサービス等利用料助成事業 1回（1回の申請で2ライセンス分を申請することができる。）

(2) スマート農業機械導入支援事業 1会計年度当たり1回

3 補助金の交付申請書の受付期間は、市長が別に定める。

（交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、スマート農業機械導入支援事業に係る申請については、大田原市農業振興補助金交付審査会（大田原市農業振興補助金交付審査会設置要綱（平成21年告示第118号）に基づく審査会をいう。）の審査を経るものとする。

2 前項の審査会における審査基準は、別表に掲げるとおりとする。

（実績報告の省略）

第9条 この補助金におけるR T Kサービス等利用料助成事業については、規則第10条ただし書の規定により、実績報告書の提出を省略するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者が規則第13条第1項各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、規則第14条の規定により返還を命じなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第10条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第8条関係）

審査項目	審査基準（加点の対象）
新規就農	就農後5年以内の者である。
認定農業者等	認定農業者又は認定新規就農者に認定されている。
農地集積及び集約並びに経営面積の拡大	(1) 農地中間管理機構を利用して農地を所有又は借り受けている。 (2) 地域計画において経営面積拡大の見込みがある。
品質向上の取組	高温耐性品種の生産に取り組んでいる。
環境配慮の取組	(1) 個人（所属する団体が認定を受けている場合を含む。）又は法人でみどり認定（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、環境にやさしい農業に取り組む生産者を栃木県知事が認定する制度をいう。）を受けている。 (2) 環境保全型農業直接支払交付金の交付対象団体の構成員である。
その他	(1) 青色申告を行っている。 (2) 当該補助金の交付を受けたことがない。